

みみだより

No.R7-2 2025.9 松江ろう学校支援部



しゅわげんごじょうれい 『手話言語条例』って何？



2024年12月、松江市では「手話言語条例」を制定しました。島根県では出雲市、益田市、吉賀町、津和野町に続き5番目の制定です。

『手話言語条例』ってなあに？

手話言語条例は「手話は言葉ですよ」ということをみんなに伝えるための、特別なルールのことです。

「言葉」ってどういうこと？

日本では、話をしたり、本を読んだりして、日本語という言葉を使っています。この条例は、手話も日本語と同じように、気持ちを伝えたり、考えを伝えたりするための、大切な言葉だと教えてくれます。聴覚に障がいのある人たちが、毎日楽しく生活したり、勉強したり、仕事をしたりするために、手話はとても大切です。

どうしてこんなルールが必要なのでしょう？

昔は、手話は言葉だと思われていないこともありましたが、でも、世界中の研究者たちが調べてみると、手話も日本語や英語と同じように、きちんと文法やルールがあって、とても豊かに表現できることがわかりました。そこで、手話が言葉だと認めて、みんなが安心して手話を使えるように、この条例が作られました。

条例があることで、何がよいのでしょうか？

この条例のおかげで、次のようなことが少しずつ進んでいます。

1. 手話を学ぶ機会が増える
 - 。地域の公民館や学校で、手話教室が開かれたりします。
2. 手話で話せる人が増える
 - 。役所や病院などで、手話ができる人がいるようになって、聞こえない人が困ったときに手伝ってもらいやすくなります。
3. みんなが手話を知るきっかけになる
 - 。テレビのニュースやイベントで、手話通訳（しゅわつうやく）の人が出て通訳をされています。これも、手話が大切な言葉だと認められたおかげです。



まとめ

手話言語条例は、「手話は、日本語と同じように、心を伝えることができる、大切な言葉だよ！」と、みんなに教えてくれる、やさしくて大事なルールです。

このルールのおかげで、聞こえにくい人も聞こえる人も、お互いのことをもっとよく知って、一緒に仲良く暮らしていけるようになるのですね。

※松江市手話言語条例についてのパンフレットを松江市障がい者福祉課のHPで見ることができます。

機器展示のおしらせ



9月27日（土）かきばら祭

体育館を会場にブースを開きます！

展示物

- ・東神実業より
補聴器、補聴器周辺便利グッズ
- ・聴覚障害者情報センターより
生活支援機器

一昨年の様子です

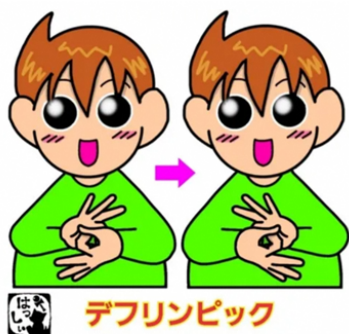


お待ちしております！

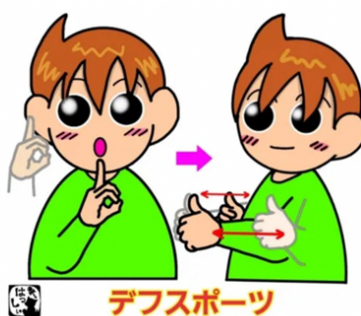


手話を覚えてみましょう！

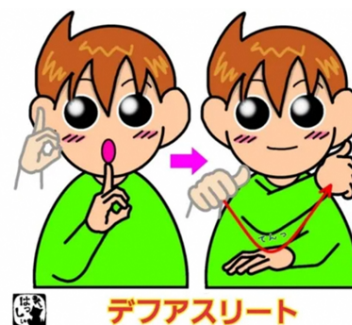
はっしーさんのHP『手話しゅわSHUSHUSHU』より



左右それぞれの親指と人さし指で輪を作ったら、右手の中指・薬指・小指の指先を上にしたわと左手の指先を下にした輪を重ね、次は上下反対にして左手の指先を上にした輪と右手の指先の輪を重ねます。



右手はアルファベットの【d】にして、耳→口の順番であてて【デフ】
両手の親指を立てて、交互に前後させます【スポーツ】



右手はアルファベットの【d】にして、耳→口の順番であてて【デフ】
親指を伸ばした右手を開いた左手の甲にテンツと打ち下ろして、左へ跳ね上げます【アスリート】